

株価指数オプション取引説明書

東証株価指数オプション取引
S&P/TOPIX150 オプション取引
日経株価指数 300 オプション取引
日経平均株価オプション取引
大証業種別株価指数オプション取引

株価指数オプション取引は、その取引の仕組みや特徴がこれまでの現物取引や先物取引とは異なったものとなっています。また、株価指数オプションの価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより損失を被ることがあります。さらに、オプションを行使できる期間には制限がありますので留意が必要です。したがって、株価指数オプション取引を行うに当たっては、本説明書の内容を十分に理解したうえで、投資者の資力、投資経験及び投資目的に照らして行うことが肝要です。

※この説明書は、証券取引法第 40 条の規定により作成したものです。

◇ 株価指数オプション取引のリスクについて ◇

株価指数オプションの価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより損失を被ることがあります。なお、オプションを行使できる期間には制限がありますので留意が必要です。また、株価指数オプション取引は、市場価格が現実の株価指数に応じて変動しますので、その変動率は現実の株価指数に比べて大きくなる傾向があり、場合によっては大きな損失を被る危険性を有しています。したがって、株価指数オプション取引の開始に当たっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- ・ 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないことがあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができないことがあります。
- ・ 市場の状況によっては、証券取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

株価指数オプションの買方特有のリスク

- ・ 株価指数オプションは期限商品であり、買方が期日までに権利行使又は転売を行わない場合には、権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うこととなります。

株価指数オプションの売方特有のリスク

- ・ 売方は、市場価格が予想とは反対の方向に変化したときの損失が限定されていません。
- ・ 売方は、株価指数オプション取引が成立したときは、証拠金を差入れ又は預託しなければなりません。その後、相場の変動により不足額が発生した場合には、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となります。
- ・ 所定の時限までに証拠金を差入れ又は預託しない場合、損失を被った状態で売建玉の一部又は全部を決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。
- ・ 取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合には、証拠金額の引上げ等の規制措置がとられることがあります。そのため、証拠金の追加差入れ又は追加預託等が必要となる場合があります。
- ・ 売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければなりません。

このように株価指数オプション取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険性をも合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みや危険性について十分な研究を行うとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

◇ 株価指数オプション取引の仕組みについて ◇

東証株価指数オプション取引及び S&P/TOPIX150 オプション取引は、東京証券取引所が、日経株価指数 300 オプション取引及び日経平均株価オプション取引は、大阪証券取引所が定める規則に従って行います。

■ 取引の方法

(1) 取引の対象

取引の対象は次の2種類とします。

- a. 株価指数プットオプション

現実指数が権利行使価格を下回った場合にその差に1万円(S&P/TOPIX150 オプション取引及び日経平均株価オプション取引の場合は 1,000 円)を乗じて得た額を受領することとなる取引を成立させることができる権利

b. 株価指数コールオプション

現実指数が権利行使価格を上回った場合にその差に1万円(S&P/TOPIX150オプション取引及び日経平均株価オプション取引の場合は 1,000 円)を乗じて得た額を受領することとなる取引を成立させることができる権利

(2) 取引の期限

東証株価指数オプション取引及び S&P/TOPIX150 オプション取引は、直近の連続する4か月、日経平均株価オプション取引は、3月、6月、9月、12月のうち直近の5か月と当該月以外の直近の3か月(合計8か月)、日経株価指数300オプション取引は、3月、6月、9月、12月の各月(6月、12月限月の取引期間は2年)と当該月以外の直近の2か月(合計8か月)の各月の第二金曜日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)を取引最終日とする取引に区分して行います。

また、直近の限月取引の取引最終日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)が新しい限月取引の取引開始日となります。

(3) 権利行使価格

- ・ 株価指数オプション取引における権利行使価格は、各限月取引ごとに設定することとし、その刻みは次のとおりとします。
 - a. 東証株価指数オプション取引、S&P/TOPIX150 オプション取引の場合は、それぞれ東証株価指数又はS&P/TOPIX150の数値について25ポイント刻みとします。
 - b. 日経株価指数300オプション取引の場合は、日経株価指数300の数値について、3月、6月、9月、12月の各限月取引は25ポイント刻み(期限日までの残存期間が4か月となった時点からは5ポイント刻みを追加)、その他の限月取引は5ポイント刻みとします。
 - c. 日経平均株価オプション取引の場合は、日経平均株価の数値について500円刻み(期限日までの残存期間が3か月となった時点からは、権利行使価格1万円未満について250円刻みを追加)とします。
- ・ 新しい限月取引について設定する権利行使価格は、東証株価指数オプション取引及び日経平均株価オプション取引の場合は9種類、S&P/TOPIX150オプション取引の場合は5種類、日経株価指数300オプション取引の場合は7種類とします。
- ・ また、日経平均株価オプション取引において、期限日までの残存期間が3か月となった時点で、権利行使価格の刻みの幅に従って、前日の最終の日経平均株価の数値に最も近接する500円倍(当該最終の日経平均株価が1万円未満の場合は、250円倍)の数値の権利行使価格及び当該権利行使価格を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格を上下8種類ずつ追加設定します。
- ・ なお、現実指数が変動し、証券取引所が必要と認めたときは、新しい権利行使価格を追加設定します。

(4) 取引単位及び呼値の単位

- ・ 取引単位は、株価指数プットオプション又は株価指数コールオプション1単位を最小単位として行います。
- ・ 東証株価指数オプション取引の値段の表示は、1万円を1ポイントとして行い、呼値の単位は、5ポイント以下の呼値については0.1ポイント、5ポイントを超える呼値については0.5ポイントとします。
- ・ S&P/TOPIX150オプション取引の値段の表示は、1,000円を1ポイントとして行い、呼値の単位は、5ポイント以下の呼値については0.1ポイント、5ポイントを超える呼値については0.5ポイントとします。
- ・ 日経株価指数300オプション取引の値段の表示は、1万円を1ポイントとして行い、呼値の単位は0.1ポイントとします。
- ・ 日経平均株価オプション取引の値段の表示は、1,000円を1円として行い、呼値の単位は呼値が10円以下の場合には1円、10円を超え1,000円以下の場合には5円、1,000円を超える場合は10円とします。

(5) 制限値幅

相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないよう、前日の最終の株価指数を基準に、東証株価指数オプション取引及び S&P/TOPIX150 オプション取引については上下5%程度の制限値幅(1日に変動し得る値幅)を、日経株価指数300オプション取引及び日経平均株価オプション取引については上下16%程度の制限値幅を設けています。

(6) 取引の一時中断

株価指数先物取引の各限月取引において先物価格が現物指数に著しく先行して、上昇又は下落(制限値幅の2/3程度。日経株価指数300先物取引及び日経平均株価先物取引については、制限値幅の1/2。)する場合には、株価指数先物取引を一時中断するとともに、同時に株価指数オプション取引についても取引を一時中断(15分間)する制度を設けています。

この場合、株価指数オプション取引については、株価指数先物取引の限月取引に対応する限月取引(例えば、先物取引の3月限月に対しては、オプション取引の1、2、3月限月)を中断することとなります。

(7) 取引規制

証券取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置が取られることがあります。

- a. 制限値幅の縮小
- b. 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ
- c. 証拠金額の引上げ
- d. 証拠金の有価証券による代用の制限
- e. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- f. 取引代金の決済日前における預託の受入れ
- g. 株価指数オプション取引の制限又は禁止
- h. 建玉制限

(8) 立会外取引

日経株価指数300オプション取引及び日経平均株価オプション取引においては、立会外取引(証券取引所の取引参加者が、立会によらずに、同一限月取引において、売付けと買付けを同時に行う取引及び売方取引参加者と買方取引参加者が、当該両者間で取引を成立させることを目的としてそれぞれ売付け又は買付けを行う取引をいいます。)により、売付け又は買付けを行うことができます。

① 値段

原則として、以下の範囲内で立会外取引を申し込むことができます。

- a. 日経株価指数300オプション取引
直前の立会における約定値段(最終気配値段を含みます。)を基準として直前の現実指数の上下5%の範囲内で呼値の単位の整数倍の値段
- b. 日経平均株価オプション取引
直前の立会における約定値段(最終気配値段を含みます。)を基準として直前の現実指数の上下5%の範囲内で1円刻みの値段

② 数量

以下の数量で立会外取引を申し込むことができます。

- a. 日経株価指数300オプション取引
500単位以上
- b. 日経平均株価オプション取引
100単位以上

■ 証拠金

(1) 証拠金の差入れ又は預託

証拠金は、次のように算出された総額の不足額又は現金の不足額のいずれか大きな額以上の額を、不足額が生じた日の翌日(顧客が非居住者の場合は不足額が生じた日から起算して3日目の日)までの証券会社が指定する日時までに差し入れ又は預託しなければなりません(平成18年11月現在、当社は有価証券による代用を認めておりません)。

なお、証拠金は有価証券による代用が可能です。現金不足額に相当する額の証拠金は、必ず現金で差し入れ又は預託しなければなりません。

※ 先物・オプション取引口座ごとに計算します。

○ 総額の不足額

受入証拠金の総額が証拠金所要額を下回っている場合の差額

○ 現金不足額

証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額と顧客の現金支払予定額との差額

a. 証拠金所要額

同じ先物・オプション取引口座で取引を行っている先物・オプション取引について、次の①から②を差し引いて得た額となります。

※ 先物・オプション取引とは、国債先物取引、国債先物オプション取引、株価指数先物取引、株価指数オプション取引及び株券オプション取引をいいます。

※ 先物・オプション取引口座は、証券取引所ごとに設定します。

① SPAN証拠金額

SPAN証拠金額は、先物・オプション取引の建玉について、SPAN[®]により計算した証拠金額です。

※ SPAN[®]とは、Chicago Mercantile Exchange が開発した証拠金計算方法で、The Standard Portfolio Analysis of Risk の略です。先物・オプション取引全体の建玉から生じるリスクに応じて証拠金額が計算されます。

② ネット・オプション価値の総額

ネット・オプション価値の総額は、買オプション価値の総額から売オプション価値の総額を差し引いて得た額です。買オプション価値及び売オプション価値は、次のとおりです。

買オプション価値の総額

: 買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算値段を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額

売オプション価値の総額

: 売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算値段を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額

※ オプション取引とは、国債先物オプション取引、株価指数オプション取引及び株券オプション取引をいいます。

※ 清算値段は、清算機関が定める理論価格とします。

(東京証券取引所における株価指数オプション取引の清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構、大阪証券取引所における株価指数オプション取引の清算機関は大阪証券取引所となっています。)

b. 受入証拠金の総額

証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額+代用有価証券の額(有価証券の時価×掛目)±

顧客の現金授受予定額

※顧客の現金授受(受領又は支払)予定額

:計算上の損益(利益又は損失)額(先物取引の相場の変動に基づく損益額－計算上の利益の払出額)±顧客との間で授受を終了していない先物取引の決済損益額±顧客との間で授受を終了していないオプション取引の取引代金－顧客の負担すべきもので証券会社が必要と認める額

※先物取引の相場の変動に基づく損益額は、同じ証券取引所において取引されている先物取引を、同じ先物・オプション取引口座において行っている場合のもので、新規の売付け又は買付けに係る約定指数(値段)と前日の清算指数(値段)との差額に基づき算出されます。

ただし、国内の他の証券取引所における先物・オプション取引について差し入れ又は預託している証拠金に余剰額がある場合には、差し入れ又は預託が必要な証拠金の額からその余剰額を差し引くことができます。

なお、証拠金所要額は清算機関の規則に定められた最低基準であり、実際の額は各証券会社が定めます。また、証券会社から証拠金の差し入れ又は預託の請求があった場合、速やかにその差し入れ又は預託を行わなければ、証券会社は、その建玉について顧客の計算で反対売買を行い決済することができます。

更に、差し入れ又は預託した証拠金(顧客の現金支払予定額に相当する部分は除きます。)は、委託分の取引証拠金として、清算機関にそのまま預託(直接預託)されるか、顧客の同意があればその全部又は一部が証券会社の有する金銭又は有価証券に差し換えられて清算機関に預託(差換預託)されることとなります。

◇ 取引参加者破綻時等の建玉の処理について ◇

証券取引所の取引参加者に支払不能等の事由が発生した場合には、原則として証券取引所が支払不能による売買停止等の措置を講じ、その時に有している建玉については次の処理が行われます。

- (1) 他の取引参加者に移管する場合
移管しようとする場合は、証券取引所が指定した取引参加者に対して顧客が移管の申込みを行い、承諾を得る必要があります。また、移管先の取引参加者に先物・オプション取引口座を設定する必要があります。
- (2) 移管せずに転売・買戻し等を行う場合
支払不能による売買停止等の措置を受けた取引参加者に転売・買戻し・権利行使を指示することによって行うこととなります。
- (3) 証券取引所が指定する日時までに(1)(2)いずれも行われない場合
顧客の計算で転売・買戻しが行われます。

なお、差し入れ又は預託された証拠金(顧客の現金支払予定額に相当する部分は除きます。)は委託分の取引証拠金として清算機関に直接預託又は差換預託されておりますので、当該取引証拠金については、その範囲内で清算機関の規則に定めるところにより、移管先の取引参加者又は清算機関から返還を受けることができます。

◇ 権利行使 ◇

- (1) 権利行使日
 - ・ 東証株価指数オプション取引及び S&P/TOPIX150 オプション取引の権利行使日は、取引最終日の翌日のみです。
 - ・ 日経株価指数 300 オプション取引及び日経平均株価オプション取引の権利行使日は、取引最終日の翌日のみです。

(2) 権利行使の指示

買方顧客が権利行使を行う場合には、その日の午後4時(半休日においては正午)までに証券会社に対して権利行使を指示しなければなりません。

なお、権利行使日において、イン・ザ・マネーの銘柄については、買方顧客から権利行使の指示が行われたものとして取り扱います。ただし、当該銘柄であっても、買方顧客が権利行使を行わない旨を指示することにより、権利行使を行わないことができます。

(注) イン・ザ・マネーとは、プットオプションについては、権利行使価格が権利行使日の株価指数対象各銘柄の売買立会の始めの約定値段に基づき算出した特別な株価指数(以下「特別清算指数」という。)を上回っている場合を、コールオプションについては、権利行使価格が権利行使日の特別清算指数を下回っている場合をいう。

(3) 権利行使の割当て

清算機関は、証券会社から権利行使の申告があれば、当該銘柄の売建玉を有する証券会社へ割当てを行い、割当数量を自己分と委託分とに区分して通知します。

顧客の委託分への割当ての通知を受けた証券会社は、所定の方法により、顧客に割当てます。

◇ 決済の方法 ◇

株価指数オプション取引の決済には、転売又は買戻しによる決済と権利行使による決済の2つの方法があります。

(1) 転売又は買戻しによる決済

買方顧客は転売を行うことにより売付代金を受け取って買建玉を、又売方顧客は買戻しを行うことにより買付代金を支払って売建玉を決済することができます。

(2) 権利行使による決済

買方顧客は、権利行使を行い買建玉を決済することができます。権利行使の割当てを受けた売方顧客の売建玉も決済されることとなります。この場合、売方顧客は、権利行使価格と特別清算指数との差に相当する金銭を支払わなければなりません。

◇ 大証業種別株価指数オプション取引の仕組み ◇

(注) 東京証券取引所における市場第一部銘柄のうち特定の業種に属する銘柄の中から、大阪証券取引所が選定する銘柄を対象に算出する業種別株価指数に係る株価指数オプションを取引対象として行う株価指数オプション取引を「大証業種別株価指数オプション取引」と言います。

大証業種別株価指数オプション取引は、大阪証券取引所が定める規則に従って行います。現在上場されている大証業種別株価指数オプションは、以下の株価指数のそれぞれに係る株価指数オプションです。

- ・ ハイテク指数(電気機器及び精密機器から選定した銘柄で構成される指数)
- ・ フィナンシャル指数(銀行業から選定した銘柄で構成される指数)
- ・ コンシューマー指数(小売業及びサービス業から選定した銘柄で構成される指数)

大証業種別株価指数オプション取引の仕組みは、以下に記載する点を除き、日経平均株価オプション取引と同様です。

(1) 取引の期限

大証業種別株価指数オプション取引は、直近の2カ月の各月と当該月以外の3月、6月、9月、12月のうち2カ月(合計4カ月)の各月第二金曜日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)を取引最終日とする取引に区分して行います。

(2) 取引単位及び呼値の単位

大証業種別株価指数オプション取引の値段の表示は、1,000 円を1円として行い、呼値の単位は 5 円とします。

(3) 権利行使価格

大証業種別株価指数オプション取引の場合は、業種別株価指数の数値につき、3月、6月、9月、12 月の各限月取引は 1,000 円刻み(期限日までの残存期間が3カ月となった時点から 500 円刻みを追加)、その後の限月取引は 500 円刻みとします。

新しい限月取引について設定する権利行使価格は、5種類とします。

◇ 取引内容・残高の御確認について ◇

注文された株価指数オプション取引が成立すると、その内容を御確認いただくため、証券会社から「取引報告書」が交付されます。

また、株価指数オプション取引が成立した後、その建玉が決済されるまでの間、建玉の内容を御確認いただくため、証券会社から毎月「取引残高報告書」が交付されます。

この「取引報告書」、「取引残高報告書」の内容は、必ず御確認下さい。

万一、記載内容が相違しているときは、速やかにその証券会社の管理責任者へ直接御連絡下さい。

- (注) 証券会社によっては、「照合通知書」を「株価指数オプション取引に関する通知書」の送付と同一の時期に送付する場合、照合通知書の記載事項のうち、「株価指数オプション取引にかかる未決済勘定」については省略することがあります。

平成 18 年 11 月
GMO インターネット証券株式会社